

○ 特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律施行規則（平成十八年六月二十六日 文部科学省令第二十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第二条に規定する文部科学省令で定める施設） 第二条 2 法第二条第四項の文部科学省令で定める施設は、倍精度浮動小数点演算を每秒四百ペタ回以上実行する能力を有する超高速電子計算機が設置されている施設とする。</p> <p>附則 （施行期日） 1 この省令は、公布の日から施行する。 （経過措置） 2 改正後の第四条第二項の規定は、法第六条に基づき作成された、令和二事業年度以降に係る実施計画について適用する。</p>	<p>（法第二条に規定する文部科学省令で定める施設） 第二条 2 法第二条第四項の文部科学省令で定める施設は、浮動小数点演算を每秒十ペタ回以上実行する能力を有する超高速電子計算機が設置されている施設とする。</p>